

文字をとりもどす (2)

「あけぼの」杭ノ瀬識字学級

今月号は「あけぼの」創刊号(73年11月20日発行)からご紹介いたします。「あけぼの」には、10人の識字生がそれぞれの生い立ちや思いなど、24本の作文や詩が収録されています。部落差別によって奪われた文字を取り戻す壮絶な闘いと裏腹に、文字を知った喜びが文字から滲み出ているようすをしっかりと感じ取っていただければ幸いです。

字
 私は「字」が
 大好きでした
 気の強い私にも
 「字」で
 「字」で
 名前を書けと言われると
 顔が赤らみが出た
 手もふるえた
 二十一年の間
 飛べない
 今私たちに
 ナギサ先生が

お前の事を教えてくれる
 お前の事を「字」でも
 早く知って
 使ってやる

五月六日



4

部落問題の認識が まったくなかった

ととりくみ、ぼやんと

新宮市内にあるS高校

2011年2月に明らかになった新宮市内にあるS高校生徒における差別発言を用いた「いじめ」事件について、加害生徒、その保護者、学校におけるとりくみや指導の総括として1月30日、東牟婁総合庁舎で県連と新宮支部、行政関係者が参加し、今回の差別事件における学校側のとりくみの報告会がひらかれた。

今回の差別事件は、2010年9月以降、部落の生徒に対して嫌がらせや暴力行為と同時に、部落住民を侮蔑するしぐさを継続的にこなっていたというものであった。こうしたなかで、学校側のとりくみは「単にいじめ行為」としての対応であり、部落問題の認識がまったくなかったと同時に、被害生徒への具体的な救済的などりくみもされなかった。あいまいなとりくみの結果、加害生徒の意識は変わらず、同様の行

学校現場の とりくみにも不備

こうした背景には、教育現場における差別事件へのとりくみ体制がないこと、

根強い差別意識をもつ新宮市民の存在が明らかとなった。さらに、私立高校であること、教育委員会における直接の指導がされず、私立学校を所管する総務学事課が教育的視点をもたずに指導するといった県行政の組織的問題も明らかとなった。

こうしたことから、新宮支部、新宮子ども会を中心に、被害生徒へのサポートをはじめ、行政や近大新宮高校のとりくみを継続的に起こさない、学校としての

姿勢、すべての教職員における人権意識の向上、行政のとりくみを一定すすめることよって、加害生徒と保護者の人権意識向上、被害生徒の救済、進路保障、行政の組織的問題の改善、学校における今後のとりくみ姿勢と具体的とりくみの計画をつくりあげてきた。

こうした問題は、教育現場においては「単なるいじめ問題」として取り扱われることが多く、これまでも被害生徒が自傷(自殺)するなどの結果を生み出していると同時に、部落差別を無視したなかでのとりくみがおこなわれていた実態をふまえ、今後、教育現場における教職員の人権意識の向上、具体的などりくみの体制づくりをすすめる、差別事件を処理するのではなく、解決していくというとりくみに変換していく必要がある。

連載 (5)

「憲法」を考えよう! (5)

シリーズ5回目。国民の人権の制限について、もう少しのべてみる。

表現の自由の制限!

現憲法にない「国民の責務」という項目が自民党案に書かれている。第十二条に、国民の不断の努力について書かれていたが、自民党案ではさらに「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」と書き加えられている。これは、極めて具体的に、国民の人権を制限する条文で、「人権」つまり「国民の自由と権利」の全般に係る内容である。

先にも述べたが、では何が「公益」「公の秩序」なのかということであるが、自民党案を見ると「国を守ること」「和を尊ぶこと」「規律を重んじること」「国を発展させ、継承すること」が「国民の義務と責任」になる。そして、何が「公益」で「秩序」なのかということを決めるのは国家だということである。

また、第十三条では、現憲法の「個人として尊重される」が、自民党案では「人として尊重される」と変えられている。一見あまり変わりがないように見えるが、実は全く違うのです。

私たちは、人権の普遍性を基本に、様々な個性や信条の自由を持っています。色々の制約や課題があるものの、自分の生き方を自分で選択し決定する。現憲法では、そうしたことを尊重

されなければならないとしている。しかし、自民党案では、あくまで「国民の義務と責任」、「公益と秩序」の範囲内ということ、「個人としては尊重されない」ということになる。

さらに、第二十一条の「表現の自由」について、自民党案では、第二項を新たに加え、「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行ない、並びにそれと目的と結社をすることは、認められない」としている。

昨年、国会周辺で行なわれた「原発反対」の行動に対して自民党の石破幹事長が「テロと同じ」と発言して物議を呼んだが、自民党案の本音であろう。

私たちは、それぞれの信条や思想、宗教観に基づいて自由に考え、表現し行動をする。様々な物事に賛同したり反対したりする。原

発に賛成の人もいれば反対の人もいる。大きなことに限らず、日常のちょっとしたことでも意見が分かれる場合がある。これを解決する

の追求を基本にした議論である。しかし、こうしたことが制限、あるいは規制されるのである。一つ間違えば、私たちの言動が検閲され、「国に都合の悪いこと」

は、すべて禁止ということになりかねない危険性を持っている。そして自由にモノが言えない社会になってしまうのである。

次回は、9条や天皇制について考える。

謹んで 織田悟さんのご冥福を お祈り申し上げます

「ふれあい人権フェスタ2013」に靴職人としておこしいただきました織田悟さんが2月11日、急逝されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。